横浜市内の障害児通所支援事業所 管理者様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての 横浜市内の放課後等デイサービス事業所等の対応について(その11)

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症への対応について、緊急事態宣言の区域の指定解除及び横浜市立 学校の再開等がなされた場合の対応等についてお知らせします。

引き続き、感染の予防に留意し、開所をお願いします。また、分散登校の期間(令和2年6月1日から12日)においては、家にいることが可能な保護者に対しては、協力を求める等の対応を、引き続きお願いします。

1 横浜市立学校の状況について

横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校は令和2年6月1日から12日の期間に分散登校等で再開し、その後、順次、開始されます。詳細は別紙をご参照ください。

2 これまでの取り扱いの延長について

令和2年2月28日、3月5日、3月12日、4月3日、4月8日、4月17日、4月21日 に当課から発出した通知の内容は、当面の間、引き続き用いることとします。

なお、分散登校の期間に児童に支援を提供した場合については、学校休業日単価を用いることとします。

3 利用について

家にいることが可能な保護者の皆様への協力のお願いは、利用を制限するものではありません。児童が日中に在宅で生活することが困難な状況である場合については、各家庭の状況に配慮した対応をお願いします。

また、分散登校により、午前中に家庭学習となっている児童が、放課後等デイサービスの利用を希望される場合については、学校での緊急受け入れの実施状況等を確認の上、児童の生活リズムを考慮した支援をお願いします。

なお、分散登校を休ませて、放課後等デイサービスのみを、一日利用することについては、 学校とも十分相談の上、安易な利用にならないように十分に注意してください。

裏面あり

4 相談支援等の代替的な支援について

相談支援等の代替的な支援については、当面の間、報酬の請求対象となりますが、学校の再開後は、児童の身体状況等によって登校等が困難であり、かつ、事業所への通所も困難である等の場合に、代替的な支援の提供をお願いします。

なお、代替的な支援の増のみを目的とした、支給量の増は原則行いません。

各事業者の皆さまには、今回このような取り扱いがなされている経緯・趣旨を踏まえ、適 正な運用がなされるよう、ご理解とご協力をお願いします。

5 その他

利用者負担軽減については、別途通知する予定です。

【担当】横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274

FAX 045-663-2304

学校長 校長代理

> 小中学校企画課長 高校教育課長 特別支援教育課長 健康教育課長

6月1日以降の学校再開に向けた保護者へのお知らせについて(依頼)

各学校においては、学校再開への準備等に取り組んでいただいているところですが、5 月中に緊急事態宣言が解除された場合は、市立学校では6月1日から段階的に学校教育活動を再開することとします。

つきましては、学校再開日程や分散登校の設定内容について、次のとおり保護者等にお 知らせいただくようお願いします。

なお、5月中に緊急事態宣言が解除されず、神奈川県からの休業要請が延長された場合は、市立学校の一斉臨時休業も延長となる予定です。

いずれの場合においても、緊急事態宣言の解除等、国や県の動向が明らかになり次第速 やかに再度通知しますので、各学校から保護者等に対して、確実に連絡が取れる手段の確保について、ご配慮をお願いします。

1 保護者等への連絡について

- (1) 連絡日 令和2年5月25日(月)
- (2)連絡方法 <u>メール配信、紙面配付等、各学校の実態に応じてご連絡をお願いします</u>。 ※学校 Web ページの更新等、様々な方法を用いた発信にご配慮をお願いします。

2 主な連絡内容について

保護者向けの文例を添付していますので、ご活用ください。 学校便利帳【マニュアル・様式】には、分散登校の例を編集可能な形式で掲載しています。

(1) 段階的な学校再開について

ア 日程

・第一期 6月1日(月)~12日(金) 分散登校による少人数での半日程度の短時間授業(給食・昼食なし) ※高等学校及び附属中学校は、時差通学も実施

第二期 6月15日(月)~30日(火)小学校:学級での半日程度の短時間授業(給食なし)

中学校:昼食あり、学級での全日での授業の開始 高等学校及び附属中学校:昼食あり、時差通学を継続した上で、 通常学級での授業

※特別支援学校は、各学校の実情を踏まえた再開

イ 分散登校

第一期における各学校の分散登校の詳細について記載してください。必要に 応じて別添資料をつけるなど工夫してください。

記載内容については、児童生徒及び保護者等が分かりやすいように、<u>表や図</u>を用いるなどのご配慮をお願いします。

※ 特別支援学校においては各学校の実情を踏まえた記載としてください。

ウ その他必要事項

- 持ち物
- 健康観察
- ・緊急受入れ 他
- ※ 各学校で必要に応じて項目を追加してください。

(2) 子どもの居場所確保について

ア 第一期

緊急受入れは、現在の対応を継続し、14 時 30 分までを目途に実施してください。放課後キッズクラブ(利用区分2のみ)・放課後児童クラブを利用する児童は、12 時以降はそれぞれの放課後事業所を利用します。

イ 第二期

放課後キッズクラブ(利用区分2のみ)・放課後児童クラブを利用する児童は、 12 時以降はそれぞれの放課後事業所を利用します。ただし、上記を利用しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な児童については、家庭からの相談に応じる旨を記載し、14 時 30 分までを目途に居場所を確保するようお願いします。

ウ 共通

放課後キッズクラブや放課後児童クラブ等の放課後事業者が 12 時から開所されることを鑑み、午前中の学校教育活動が 12 時より前に終わる場合には、開所の時間まで、学校内で児童の居場所を確保するようお願いします。

※ 分散登校を実施する特別支援学校においては、緊急受入れを行ってください。 ただし、日によってスクールバスの混雑状況などから緊急受入れを行うことが困 難な場合は、その限りではありません。

(3) その他

7月以降の学校教育活動の実施や給食の開始、長期休業期間(夏季、冬季、学年末)の扱い等については、改めてお知らせする旨、記載してください。